

# 審 査 基 準

令和8年4月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第4条の4第1項
処 分 の 概 要：許可に係る銃砲等又は刀剣類の確認
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の4第1項（許可に係る銃砲等又は刀剣類の確認）、 同第30条（権限の委任） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第46条（権限の委任） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第17条第1項（確認の手続）
審 査 基 準： 法令の定めに尽くされている。
標 準 処 理 期 間： 1日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 申請書は、あなたの住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する警察署の生活安全第二課又は生活安全課（係）の窓口提出してください。
問 い 合 わ せ 先： 北海道警察本部生活安全課保安課銃砲・危険物係（電話011-251-0110） 住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 (管轄が函館方面の場合 (電話0138-31-0110)) (管轄が旭川方面の場合 (電話0166-35-0110)) (管轄が釧路方面の場合 (電話0154-25-0110)) (管轄が北見方面の場合 (電話0157-24-0110))
備 考：